

令和8年度は、「櫛田川直轄河川改修事業」の再評価における審議をしていただきます。

＜規約第2条4項＞

流域委員会は、河川整備計画に位置づけられる事業の計画段階評価、再評価及び事後評価（河川整備計画策定前の実施事業も対象）について審議を行う。

	鈴鹿川直轄 河川改修事業	雲出川直轄 河川改修事業	櫛田川直轄 河川改修事業	櫛田川総合水系 環境整備事業	宮川直轄 河川改修事業
整備計画 策定年月	平成28年12月	平成26年11月	平成17年8月		平成2
平成26年		整備計画策定時			
平成27年					整備計画策定時
平成28年	整備計画策定時		再評価(効率化)	再評価	
平成29年		再評価(効率化)			
平成30年					再評価(効率化)
令和元年					
令和2年	再評価				
令和3年			再評価	再評価	
令和4年		再評価			
令和5年				再評価	再評価
令和6年					
令和7年	再評価				
令和8年			再評価		
令和9年		再評価			
令和10年				再評価	再評価
令和11年					
令和12年	再評価				

事業再評価について、平成25年11月1日に費用対効果分析を実施しないことができる運用が定められ、平成26年度より導入を開始している。

事務連絡
平成25年11月1日

官庁営繕部計画課
観光庁総務課
気象庁総務部経理管理官
海上保安庁総務部政務課
国土地理院事業評価担当課
地方支分部局
独立行政法人
事業評価担当各位

大臣官房
技術調査課
公共事業調査室

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について（平成25年11月1日付け国官総第205号、国官技第165号）」において、費用対効果分析を実施しないことができる運用を定めたところであるが、その詳細については、下記の通り例を示すので、事業評価監視委員会の意見を踏まえた上で、適切に決定されたい。

記

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について（平成25年11月1日付け国官総第205号、国官技第165号）」別紙で定める各項目における判断根拠については、以下のとおり例を示す。（例を示す項目のみ抜粋）なお、本運用に基づき費用対効果分析を実施しないことができるのは、当面の間、前回評価で費用対効果分析を実施している場合に限る。

（ア）事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合

②外的要因

事業を巡る社会経済情勢の変化がない

判断根拠例：地元情勢等の変化がない

③内的要因

〈費用便益分析関係〉 感度分析幅以内を基本

1. 費用便益分析マニュアルの変更がない

判断根拠例：B/Cの算定方法に変更がない

2. 需要量等の変更がない

判断根拠例：需要量等の減少が10%※以内

3. 事業費の変化がない

判断根拠例：事業費の増加が10%※以内

4. 事業展開の変化がない

判断根拠例：事業期間の延長が10%※以内

※ただし、学識経験者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。

注）上記2.～4.について、各項目が感度分析幅の範囲内であっても、複数の項目の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。

なお、再々評価以降に実施する評価においては、前回評価時において実施した費用対効果分析の要因との比較を行うものとする。

（イ）費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合

事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい場合

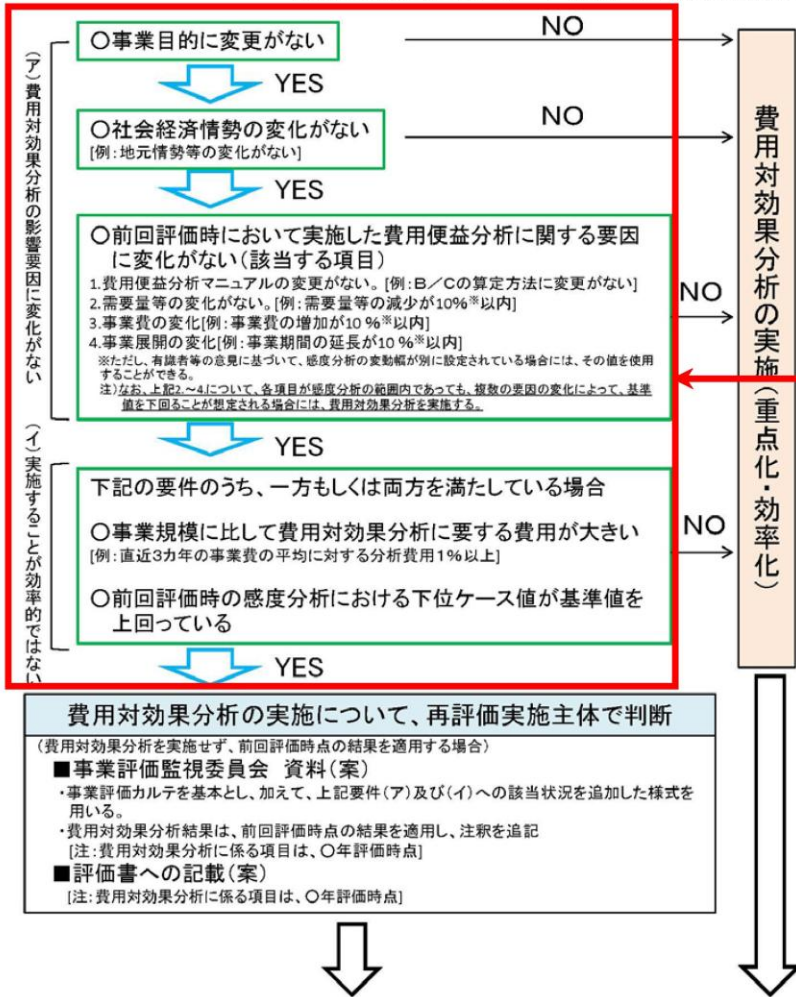
判断根拠例：直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上

費用対効果分析を実施せず、前回評価時の結果を適用する場合には、その判断根拠を事業評価監視委員会に示した上で、対応方針（案）を審議する。

費用対効果分析を実施しないことと判断できる判定フローは以下のとおりとなる。
中部地方事業評価監視員会では、「費用対効果分析実施判定票」による運用となっている。

【本省通達に基づくB/C算定の判定フロー】

※費用対効果分析の効率化については、2回以上連続して実施しない



「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について」
平成25年11月1日付 国官総第205号、国官技第165号

- （主なポイント）
- 費用対効果分析を実施しないことができる運用を定めたところ
 - 詳細については、下記の通り例を示すので事業評価監視委員会の意見を踏まえた上で適切に対応されたい

（例示：B/C算定の判定フロー参照）

【対応方針（案）】 中部地方事業評価監視員会
上記、本省通達を踏まえ費用対効果分析を実施しない運用について、試行導入を図りたい。

- 試行導入時期：H26年度より
- 運用（案）：費用対効果分析実施判定票による

事業評価監視委員会にて、対応方針（原案）について審議

「費用対効果分析実施判定票」のすべての項目が該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

費用対効果分析実施判定票

年度:

事業名:

担当課:

担当課長名:

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない		☐
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]		☐
内的要因<費用便益分析関係> ※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]		☐
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]		☐
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]		☐
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]		☐
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。		☐
前回評価で費用対効果分析を実施している		☐
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

費用対効果分析を実施しないことができる運用における、「費用便益分析マニュアルの変更がない」ことの判断については、**マニュアルが改定がされた場合でも前回評価時のB/Cよりも低下することが想定されない場合は**、「費用便益分析マニュアルの変更がない」と判断することができる。

事務連絡
令和 7 年 7 月 30 日

北海道開発局 河川企画官
各地方整備局 河川調査官
沖縄総合事務局 技術管理官
(独)水資源機構 ダム事業部事業課長 殿

水管理・国土保全局
河川計画課 課長 補佐
河川環境課 課長 補佐
治水課 企画専門官(河川)
企画専門官(ダム)
砂防部
砂防計画課 課長 補佐
保全課 課長 補佐
海岸室 課長 補佐

河川事業等における国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用方針について

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について」(平成 25 年 11 月 1 日付け国官総第 205 号、国官技第 165 号)により、費用対効果分析を実施しないことができる運用が定められたところであるが、河川事業、ダム事業、砂防・地すべり対策事業及び水管理・国土保全局所管の海岸事業の再評価における運用の詳細について別紙の通り定めたので、適切に運用されたい。

(別紙)

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について」(平成 25 年 11 月 1 日付け国官総第 205 号、国官技第 165 号) 別紙(ア)③の「1.費用便益分析マニュアルの変更がない」、「2.需要量等の変更がない」及び(イ)の「費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合」については、以下により判断することを基本とする。

1. 費用便益分析マニュアルの変更がないことの判断について
費用便益分析マニュアルが改訂された場合であっても、改訂により B/C が前回評価時よりも低下することが想定されない場合は、「費用便益分析マニュアルの変更がない」と判断しても良い。

2. 需要量等の変更がないことの判断について

2-1. 需要量等の確認方法

前回評価で便益として計上した各項目について、別表に示す需要量等をそれぞれ確認する。
需要量等については、便益を算定する範囲(例えば、前回評価時の便益算定における最大氾濫区域)において、市町村単位の統計データ(以下「市町村データ」という。)を用いて、項目ごとに事業全体と残事業でそれぞれ確認する。
上記により、各項目の需要量等に変更があると確認された場合は、以下により総便益の減少を求め、これを需要量等の減少とする。

＜総便益の減少の確認＞

総便益の減少(%) = $\left[1 - \frac{\text{今回の評価の年平均被害軽減期待額}}{\text{前回の評価の年平均被害軽減期待額}} \right] \times 100$

今回の評価の年平均被害軽減期待額
= Σ (前回の評価の各項目の年平均被害軽減期待額 × 需要量等の変化率)

【主な変更点】

費用(C)の算出にあたって、工事諸費を含めないこととした。

【解説】

- ◆ 過年度→工事諸費を、本工事費、付帯工事費、用地費、補償費および間接経費の合計額の20%として費用に見込んでいた。
- ◆ R6 年度の本省への会計検査で、事業評価の工事諸費の扱いについて質問あり。
- ◆ 確認を行ったところ、事業評価において工事諸費を費用として計上していたのは、水管理・国土保全局が実施する事業のみであることが判明した。
- ◆ これを受けて、本省内関係部局で改めて確認を行い、工事諸費については、費用便益分析(B/C)の費用として計上することは適さない旨が示された。
- ◆ 以上の状況を踏まえ、国交省内関係部局で運用の統一を図る観点から、今後は費用便益分析においては工事諸費を計上しないこととなった。